

白井市景観とみどりの基本計画 策定に関する説明会

日時 | 2026年1月21日(水)18:00~19:30
1月25日(日)10:00~11:30

会場 | 白井市役所 東庁舎 会議室101

目次

1. 背景・目的	p. 2
2. 基本的な考え方	p. 4
3. 白井市の景観・みどりの資源	p. 6
4. 基本理念・基本方針	p. 16
5. 計画が策定されるとどうなる？	p. 19
6. 計画等策定に向けたスケジュール	p. 43

1. 背景・目的

景観とみどりの基本計画策定の背景・目的

- 本市には、住宅地などの市街地景観、豊かなみどりや水辺、農地などの自然景観、神社仏閣や木下街道などの歴史・文化景観があり、これらの地域資源が調和・共存していることが一つの特徴となっています。
- また、本市の良好な景観形成には、田畑や緑地、里山、谷津などの「みどり」が不可欠な要素となっています。
- 以上を踏まえ、みどりに係る施策と景観に係る施策を効果的かつ効率的に推進するため、景観計画と緑の基本計画を一体として策定することとしました。
- 本計画の作成と同時並行で、景観とみどりにかかる条例((仮称)景観とみどり条例)の作成を進めています。



1. 背景・目的

景観計画と緑の基本計画について

【景観計画】

- 景観法に基づき景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことです。
- 景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項等を定めます。

【緑の基本計画】

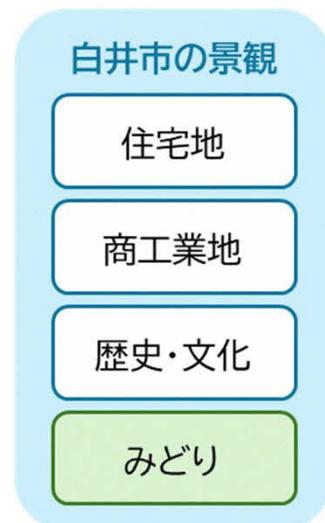
- 都市緑地法に基づき定める「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。
- 生態系が豊かな場所の保全だけではなく、道路や河川等の公共空間の緑化推進や民有地における緑地の保全や緑化の推進、さらには緑化意識の啓発等のソフト面の施策も含めた、みどりに関する総合的な計画です。

2. 基本的な考え方

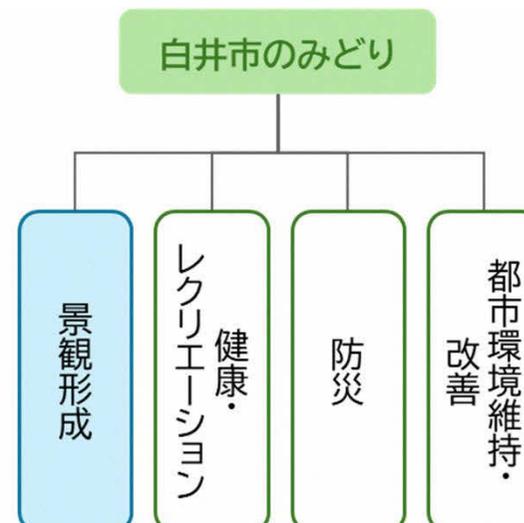
景観とみどりの基本的な考え方

- 本市の景観には、里地里山の樹林地や水辺、ニュータウン住宅地にある並木道、市内の大部分を占める農地等、「みどり」が大きなウエイトを占めています。
- また、本市のみどりも、都市環境の維持・向上や防災、健康・レクリエーション機能のみならず、良好な自然景観・都市景観・田園景観等の維持・向上に資する景観形成機能を担っています。

<景観の構成要素>



<みどりの機能>



2. 基本的な考え方

景観とみどりの基本的な考え方

- このように、「景観」と「みどり」は相互に関連し、互いに切っても切り離せない関係であるといえます。
- 本市では「景観」と「みどり」を一体で捉え、景観とみどりの維持・向上に資する施策・取組を実行していきます。

景観・みどりを一体的に捉えて施策・取組を実行

白井市の
景観・みどりの
資源

基本理念・
基本方針

各主体
協働での取組
(アクション
プラン)

景観形成に
関わる制度・
届出等

緑地の保全や
緑化の推進に
関わる制度等

<市の景観とみどりに関する考え方>



3. 白井市の景観・みどりの資源

景観・みどりの資源の抽出・整理

- 現地調査や資料調査に加え、お気に入りの風景やみどりを話し合うワークショップを開催し、市民のみなさまから多くの景観・みどりの資源を取り上げていただきました。
- それらの結果をふまえ、白井市の景観・みどりの資源を「生活環境」「自然環境」「歴史・文化・農」「商業・工業環境」「地域活動」の5つに整理しました。

<ワークショップ開催風景>



(白井市役所東庁舎会場での様子)

<ワークショップ開催日程>

開催日	開催場所
2024/12/21(土)	桜台センター
	公民センター
2024/12/22(日)	白井市役所東庁舎
2025/1/11(土)	西白井複合センター
	富士センター

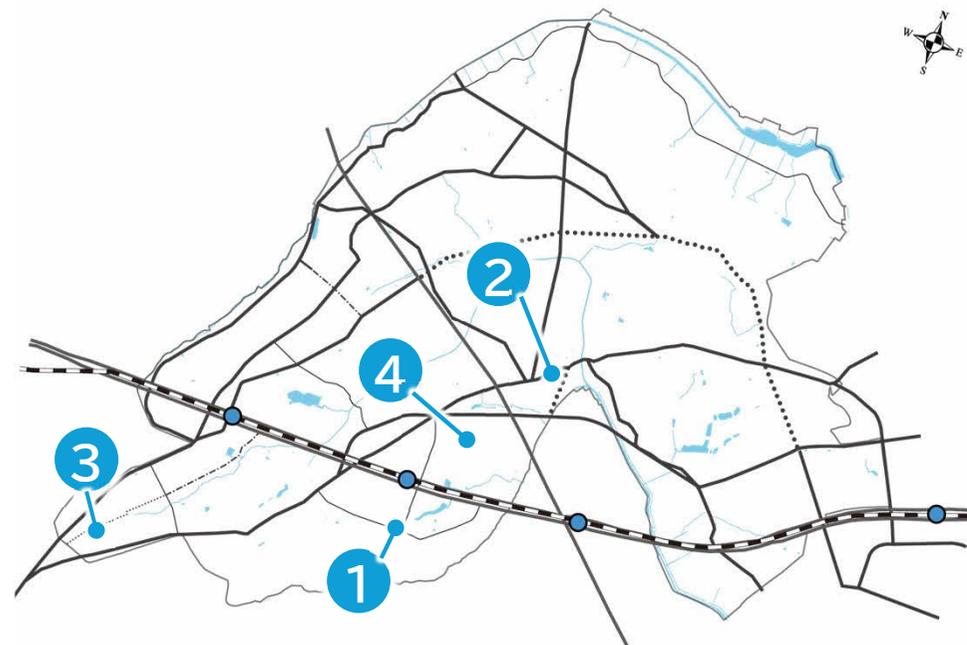
3. 白井市の景観・みどりの資源

(1) 生活環境

① 住宅地



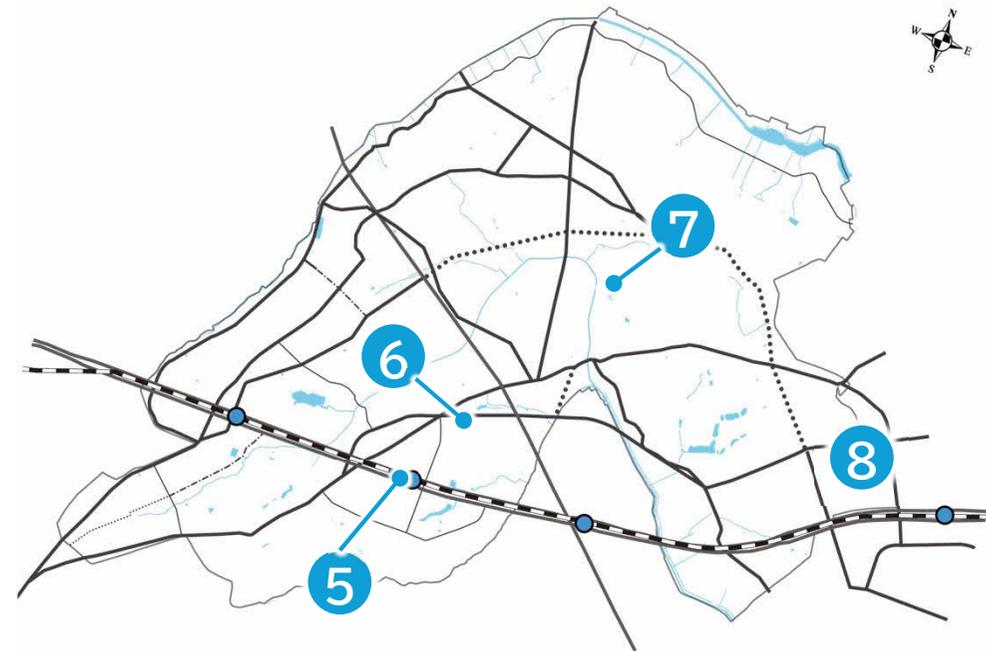
② 公共施設



3. 白井市の景観・みどりの資源

(1) 生活環境

③ 交通施設



④ 公園・緑地



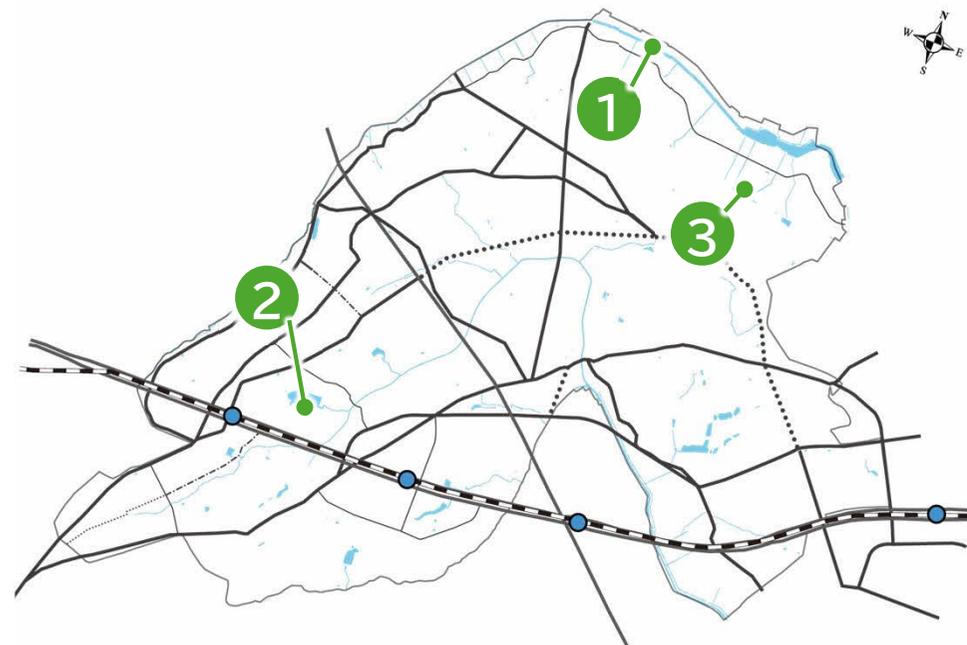
3. 白井市の景観・みどりの資源

(2) 自然環境

① 河川・水辺



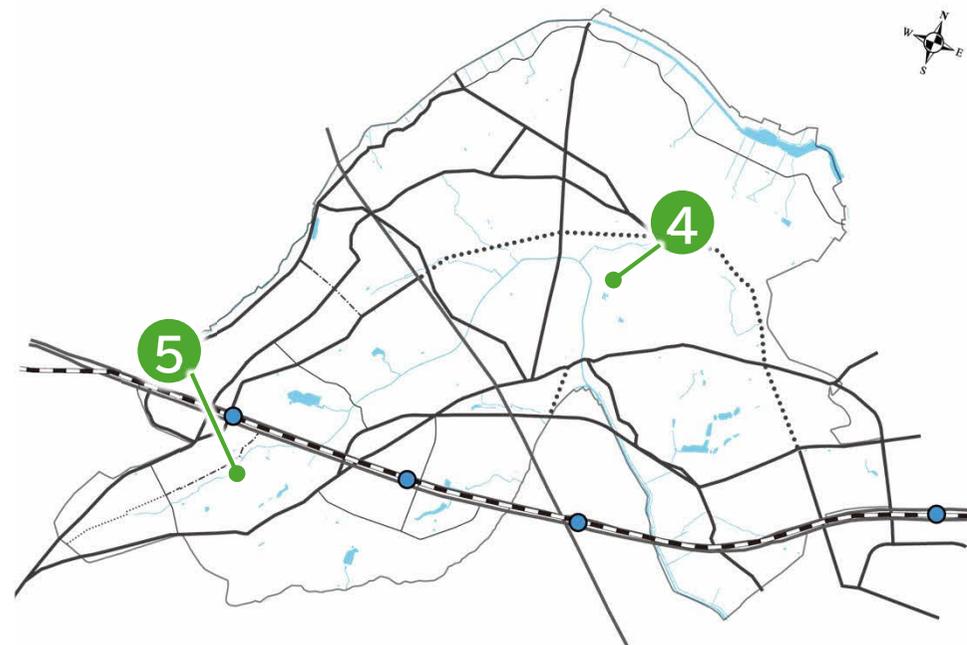
② 谷津



3. 白井市の景観・みどりの資源

(2) 自然環境

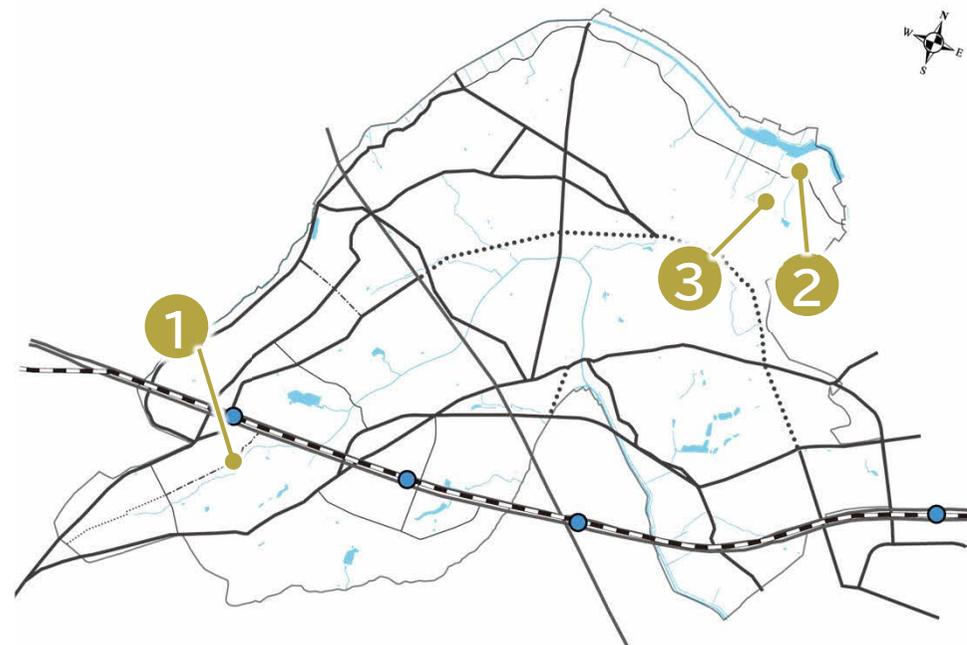
③ 樹林地・草地



3. 白井市の景観・みどりの資源

(3) 歴史・文化・農

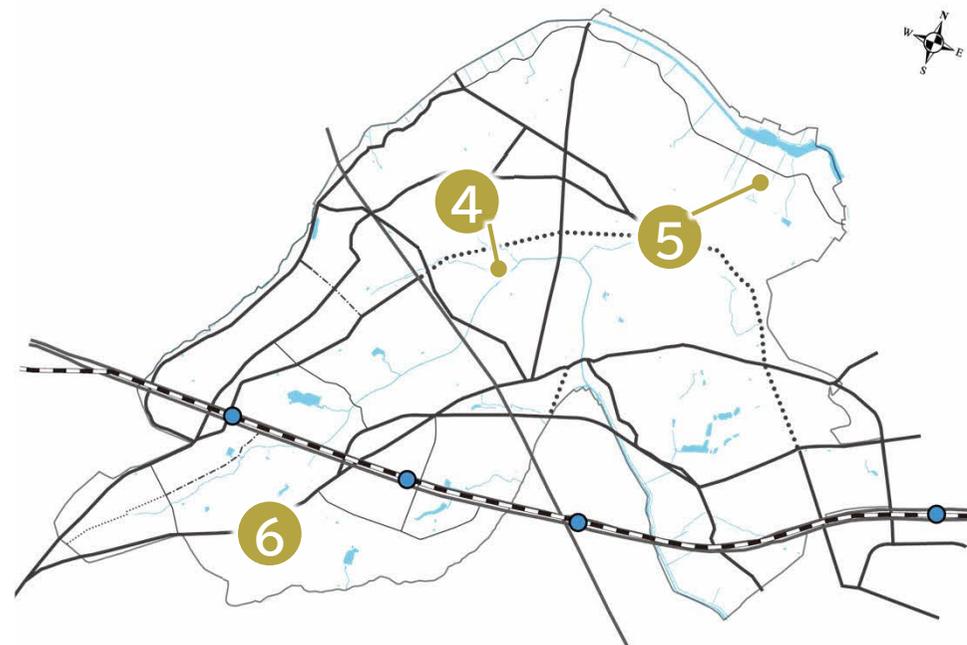
① 歴史・文化



3. 白井市の景観・みどりの資源

(3) 歴史・文化・農

② 農(農地)



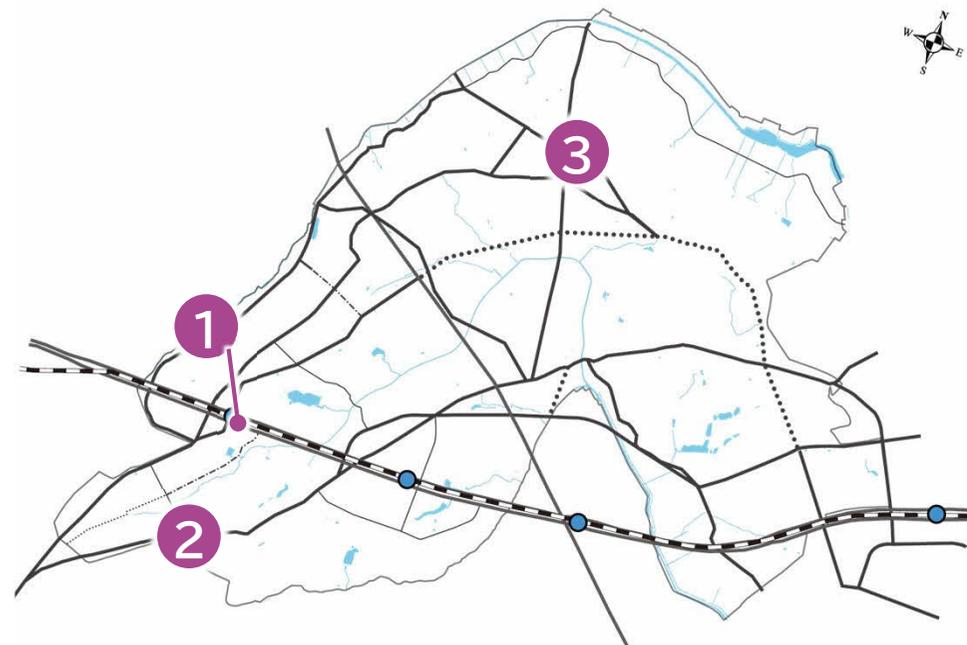
3. 白井市の景観・みどりの資源

(4) 商業・工業環境

① 商業地



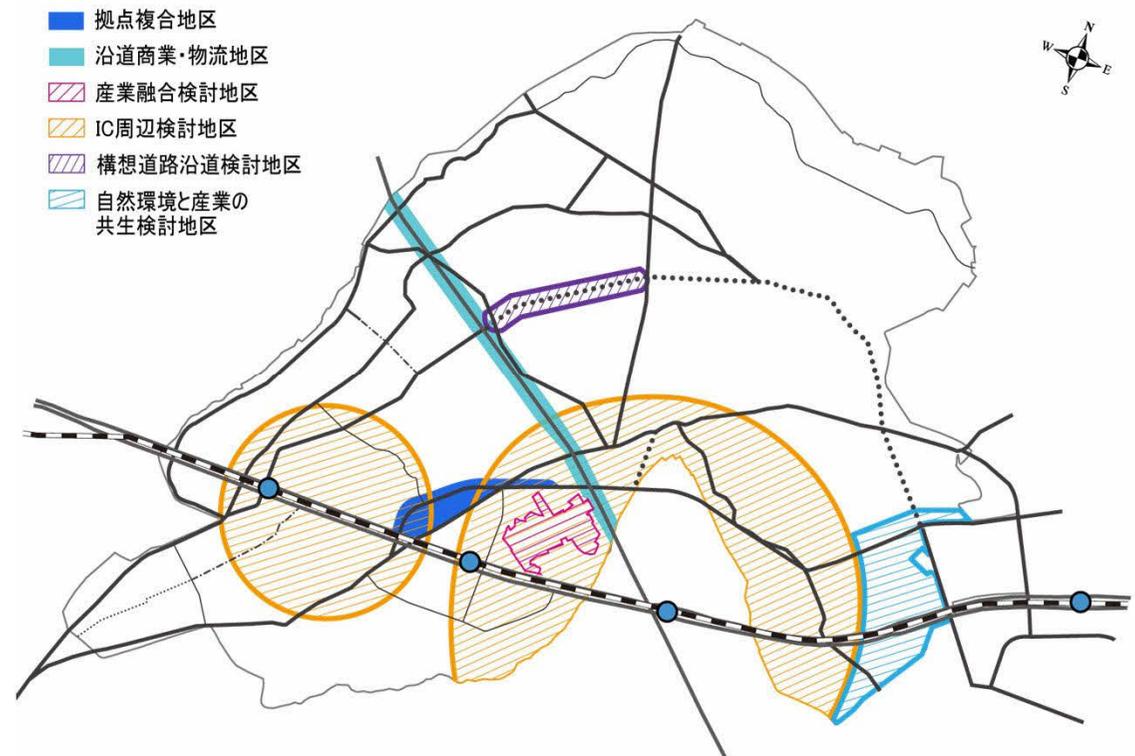
② 工業地



(4) 商業・工業環境

③ 産業的土地利用検討地域

- 白井市都市マスタープランでは、地域の魅力活用エリア(市街化調整区域)のうち、「周辺環境に配慮しつつ、社会潮流や広域的なまちづくりの動向に対応し、地域の特性や魅力を活かした新たな土地利用の可能性」について検討するものとしています。
- 本計画では、6地区(「拠点複合地区」「沿道商業・物流地区」「産業融合検討地区」「IC周辺検討地区」「構想道路沿道検討地区」「自然環境と産業の共生検討地区」)を産業的土地利用検討地域として設定します。



3. 白井市の景観・みどりの資源

(5) 地域活動

- 白井らしさを形成する景観・みどりの資源について、自然環境や歴史・文化等の観点から保全・活用を行う地域活動が多く展開しています。

カテゴリ	主な地域活動の内容
自然環境の 保全・活用	<ul style="list-style-type: none">樹林地の手入れや耕作放棄地の農地復元間伐材の有効活用(木炭、竹炭づくり)自然や季節に触れる体験を通じた、子どもたちへの現場教育や自然体験学習のサポート河川部に生息する絶滅の危機に瀕している生物の保全森林・草原及び湿地からなる里山の保全再生 等
歴史・文化の 保全・継承	<ul style="list-style-type: none">まち歩きを通して、歴史や文化財、自然や生活、地形や地名等、白井の見所の学習・周知市内に残る野馬除土手の保全 等
公共施設の 管理	<ul style="list-style-type: none">都市公園におけるゴミ拾い、草取り、落ち葉拾い等の清掃活動市が管理している道路(特に愛称のついている道路)、公園、緑地などにおける草刈やゴミ拾い、花壇づくりなどの活動 等

基本理念

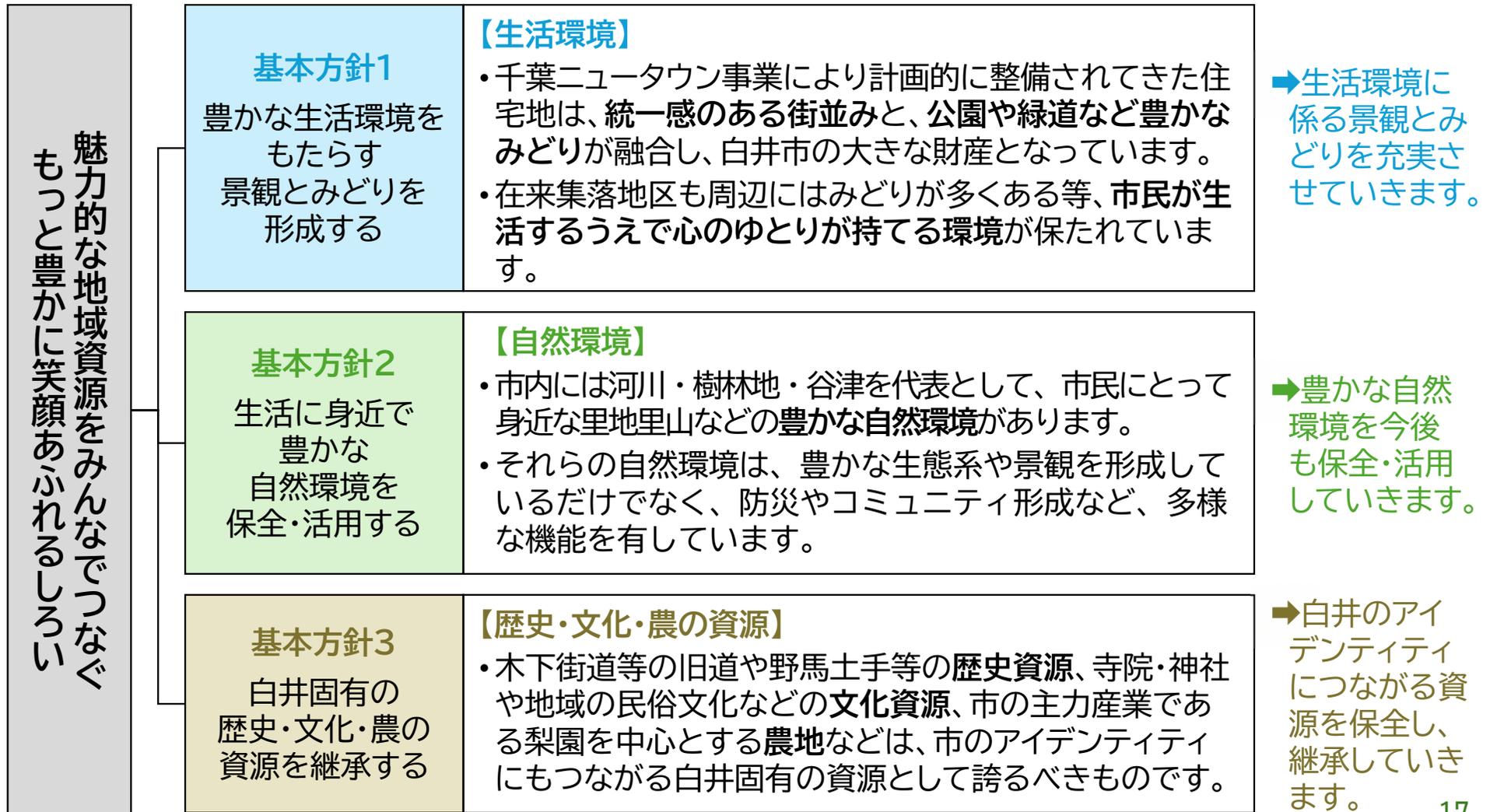
魅力的な地域資源をみんなでつなぐ もっと豊かに笑顔あふれるしろい

- 現在の本市の財産である魅力的な地域資源としての景観とみどりを、次世代へと継承していきます。
- そして、本市の発展に向けた開発・更新を行う際には、地域資源を活かしながら、うるおいある景観・みどりを育てていきます。
- 魅力的な地域資源を次世代へ継承していくためには、今後人口減少が見込まれることも踏まえ、行政だけでなく、市民、事業者、活動団体など様々な担い手が一緒に取り組んでいくことが重要です。
- また、市民や事業者などの意識醸成や保全活動の啓発などにも取り組む必要があります。
- 白井らしさを形成する魅力的な地域資源の継承と、さらなる魅力の向上に向けた活用を図り、もっと豊かで笑顔あふれる、住みやすい都市を実現します。

4. 基本理念・基本方針

基本方針

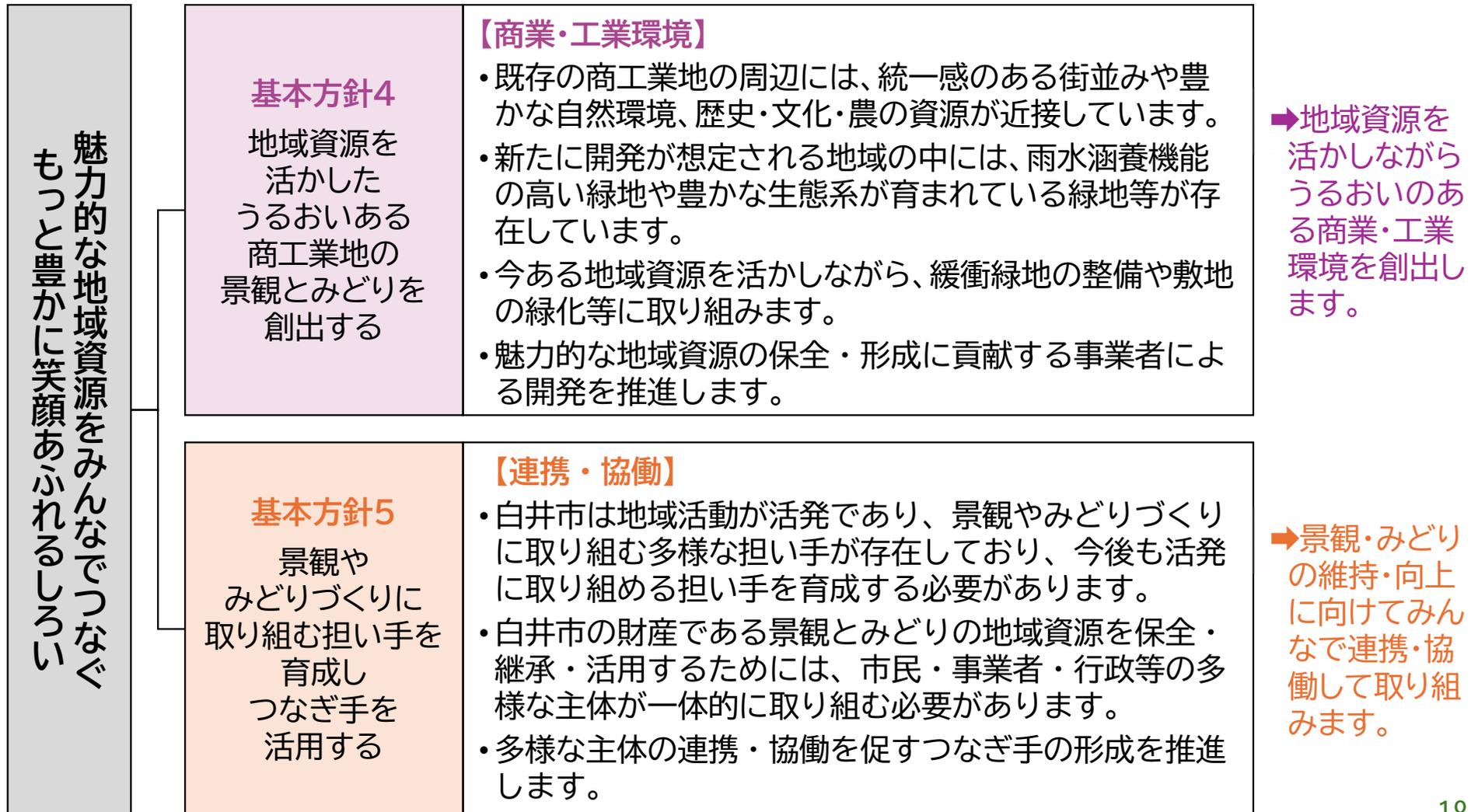
- 基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を設定します。



4. 基本理念・基本方針

基本方針

- 基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を設定します。



5. 計画が施行されるとどうなる？



計画が施行されると…

1 景観とみどりに関わる協働での取組の推進

市民・事業者・活動団体・行政などが、良好な景観とみどりの形成に向けて、協働で取り組みます。

2 景観形成に関わる基準や届出の必要性

景観形成方針に基づいた基準に配慮するよう、一定規模以上の建築物や工作物等の新築、増築、改築、外観の変更などを行う際は、届出が必要となります。

3 緑地への配慮・緑化の推進

みどりを保全・創出する区域が定められ、法的な制限は伴わないものの、みどりの配置方針に基づき、緑地への配慮や集中的な緑化の推進が図られます。

5. 計画が施行されるとどうなる？



計画が施行されると…

1 景観とみどりに関わる協働での取組の推進

市民・事業者・活動団体・行政などが、良好な景観とみどりの形成に向けて、協働で取り組みます。

2 景観形成に関わる基準や届出の必要性

景観形成方針に基づいた基準に配慮するよう、一定規模以上の建築物や工作物等の新築、増築、改築、外観の変更などを行う際は、届出が必要となります。

3 緑地への配慮・緑化の推進

みどりを保全・創出する区域が定められ、法的な制限は伴わないものの、みどりの配置方針に基づき、緑地への配慮や集中的な緑化の推進が図られます。

5. 計画が施行されるとどうなる？

① 景観とみどりに関わる協働での取組の推進

市民 が取り組む内容の例

対象	具体的内容
生活環境	<ul style="list-style-type: none">• 落ち着いたある住宅地の環境をまもるため、住宅や集合住宅の建設、増改築、建替えにあたっては、<u>建築物等の色彩や形態を調整する。</u>• <u>庭木や生垣等の適正な維持・管理</u>を行うとともに、花壇、プランター、みどりのカーテン等<u>それぞれの住宅環境に合わせた花とみどりを創出する。</u>
自然環境	<ul style="list-style-type: none">• 本市のみどりに対する理解を深めるため、谷津等の里地里山も含めた本市の<u>自然環境に触れられるような体験学習やイベント等に参加する。</u>
歴史・文化・農	<ul style="list-style-type: none">• 神事・行事や無形文化、祭り等の<u>地域の伝統文化を次世代に継承する。</u>• 農の景観とみどりを守る意識が持てるよう、<u>白井産の米や野菜等を消費する。</u>
商業・工業環境	<ul style="list-style-type: none">• 商業施設を含めたオープンスペースを活用した<u>市民イベント等の開催・参加。</u>
地域活動等 (連携・協働)	<ul style="list-style-type: none">• <u>景観とみどりに関するイベント・講習会等の参加。</u>

5. 計画が施行されるとどうなる？

① 景観とみどりに関わる協働での取組の推進 事業者 が取り組む内容の例

対象	具体的内容
生活環境	<ul style="list-style-type: none">住宅地における開発や再開発にあたっては、みどりの機能を高めるため、<u>接道部分の緑化や雨水を貯留浸透しやすい仕組みにする。</u>
自然環境	<ul style="list-style-type: none">景観形成、環境改善、生物の生息・生育環境等、<u>緑地が持つ多様な機能をたかめるため、効果的な維持管理を行う。</u>
歴史・文化・農	<ul style="list-style-type: none"><u>歴史・文化資源の価値をまもるため、歴史・文化の資源の周辺で行われる開発行為や建築行為にあたっては、地域資源や周辺環境との調和を図る。</u><u>農用地区域内の農地について、農業の持続的かつ健全な発展に向けた維持・保全に取り組む。</u>
商業・工業環境	<ul style="list-style-type: none">騒音、振動による生活環境の悪化を防止し、良好な景観形成に配慮するため、<u>周辺地域との間に緩衝緑地体帯を確保する。</u>工業地については、<u>周辺環境との調和や車道や歩道からの眺めに配慮し、圧迫感や無機質な印象を与えない建築物や工作物を整備する。</u>商業施設の整備・更新にあたっては、<u>一定の統一感の下で街のにぎわいが感じられる形態・意匠とする。</u>新たな施設の整備にあたっては、<u>建築物、工作物、屋外広告物等、全ての付帯する施設の色彩やデザイン等について周辺環境との調和に配慮する。</u>
地域活動等 (連携・協働)	<ul style="list-style-type: none"><u>景観とみどりに関するイベント・講習会等の参加。</u>

5. 計画が施行されるとどうなる？

① 景観とみどりに関わる協働での取組の推進

活動団体 が取り組む内容の例

対象	具体的内容
生活環境	• 市民が日常の生活の中で地域の人々との交流を深め、 <u>賑わいのある景観形成に向け、公園等を活用した市民イベント等を開催する。</u>
自然環境	• <u>谷津・河川等を活用した市民イベントや多様な主体による観察会、体験学習等の開催する。</u>
歴史・文化・農	• <u>歴史・文化資源の周知や保全活動等の普及啓発に取り組む。</u>
商業・工業環境	• 賑わいのある景観形成に向け、 <u>商業施設等のオープンスペースを活用した市民イベント等を開催する。</u>
地域活動等 (連携・協働)	• 景観とみどりのまちづくりの担い手を育成するため、 <u>市民イベントの開催やボランティア養成講座等を開催する。</u> • <u>草花の育て方や活用方法の講習会、草木や花に関する相談会等を開催する。</u>

5. 計画が施行されるとどうなる？

① 景観とみどりに関わる協働での取組の推進

行政 が取り組む内容の例

対象	具体的内容
生活環境	<ul style="list-style-type: none">公園施設の長寿命化を目的とした計画的な改築・更新等、適正な維持・管理を行い、<u>安心・安全な公園施設の環境をまもる。</u>道路が周辺の街並みと調和するよう、<u>歩道や沿道の植栽、街路樹の連続性に配慮し、街並みの統一感をたかめる。</u>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"><u>保全配慮地区・緑地保全地区・特別保全緑地等に指定するなどし、生物多様性上重要な樹林地・草地、谷津等の良好な自然環境をまもる。</u>
歴史・文化・農	<ul style="list-style-type: none">認定農業者をはじめ、<u>新規就農者や法人等の意欲と能力のある農業経営体の育成・確保に努める。</u>
商業・工業環境	<ul style="list-style-type: none">白井駅・西白井駅の駅前広場や駅周辺エリアは、賑わいと活気をたかめるため、<u>みどり豊かで周辺の街並みに調和した色彩やデザインを誘導する。</u>
地域活動等 (連携・協働)	<ul style="list-style-type: none">地域活動が継続的な活動となるよう活動に関わる個人・団体の育成や世代交代を支援する。専門性を有する第三者機関として、多様な主体の活動の支援や助言、地域資源の評価等を行う<u>中間支援組織の形成を推進し、多様な主体による景観とみどりの形成に向けた体制をそだてる。</u>

5. 計画が施行されるとどうなる？



計画が施行されると…

1 景観とみどりに関わる協働での取組の推進

市民・事業者・活動団体・行政などが、良好な景観とみどりの形成に向けて、協働で取り組みます。

2 景観形成に関わる基準や届出の必要性

景観形成方針に基づいた基準に配慮するよう、一定規模以上の建築物や工作物等の新築、増築、改築、外観の変更などを行う際は、届出が必要となります。

3 緑地への配慮・緑化の推進

みどりを保全・創出する区域が定められ、法的な制限は伴わないものの、みどりの配置方針に基づき、緑地への配慮や集中的な緑化の推進が図られます。

5. 計画が施行されるとどうなる？

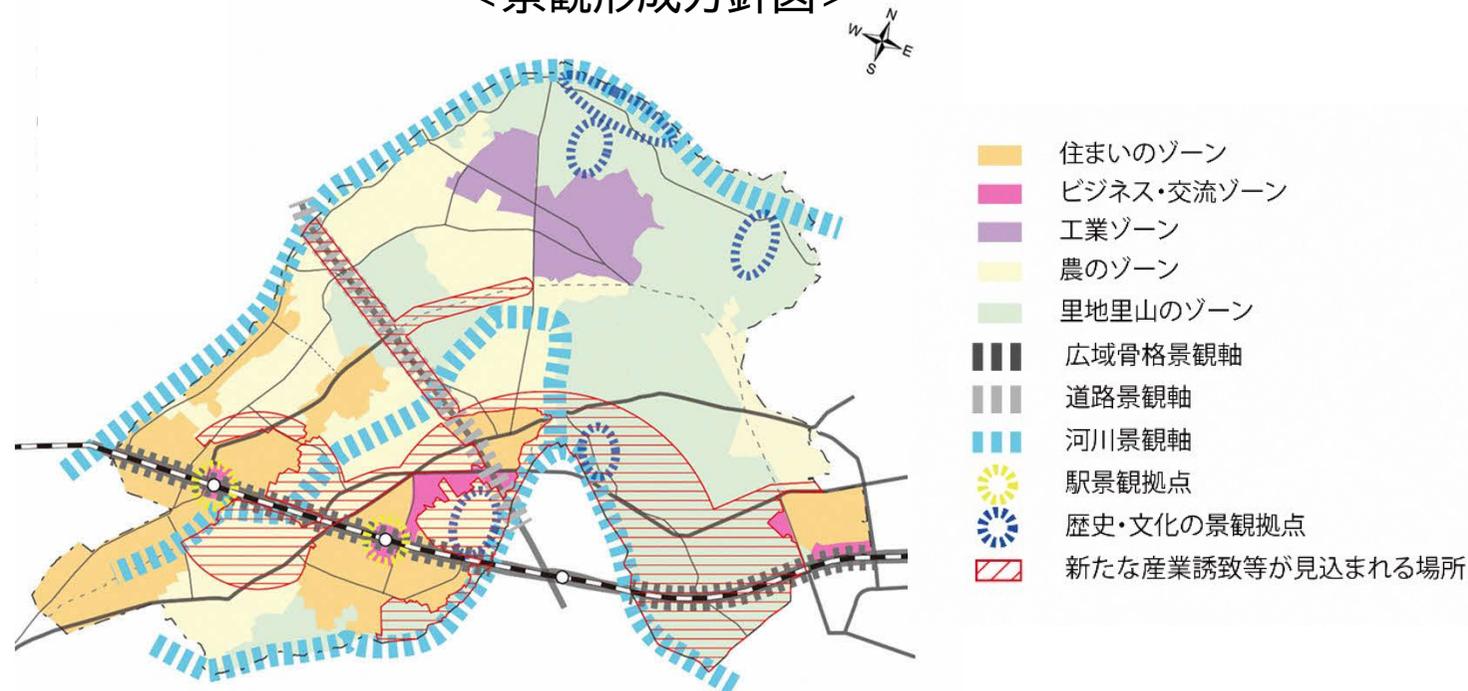
② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性

景観形成方針(案)

【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

- 景観形成を適切に進めていくためには、計画の基本理念や基本方針に基づき、各地域の特性に応じた景観形成を行う必要があります。
- そのため、基本方針の主な対象に着目し、まとまった特性を有する地域をゾーン・軸・拠点という3つの範囲で捉えて、ゾーン・軸・拠点ごとの景観形成方針を定めます。

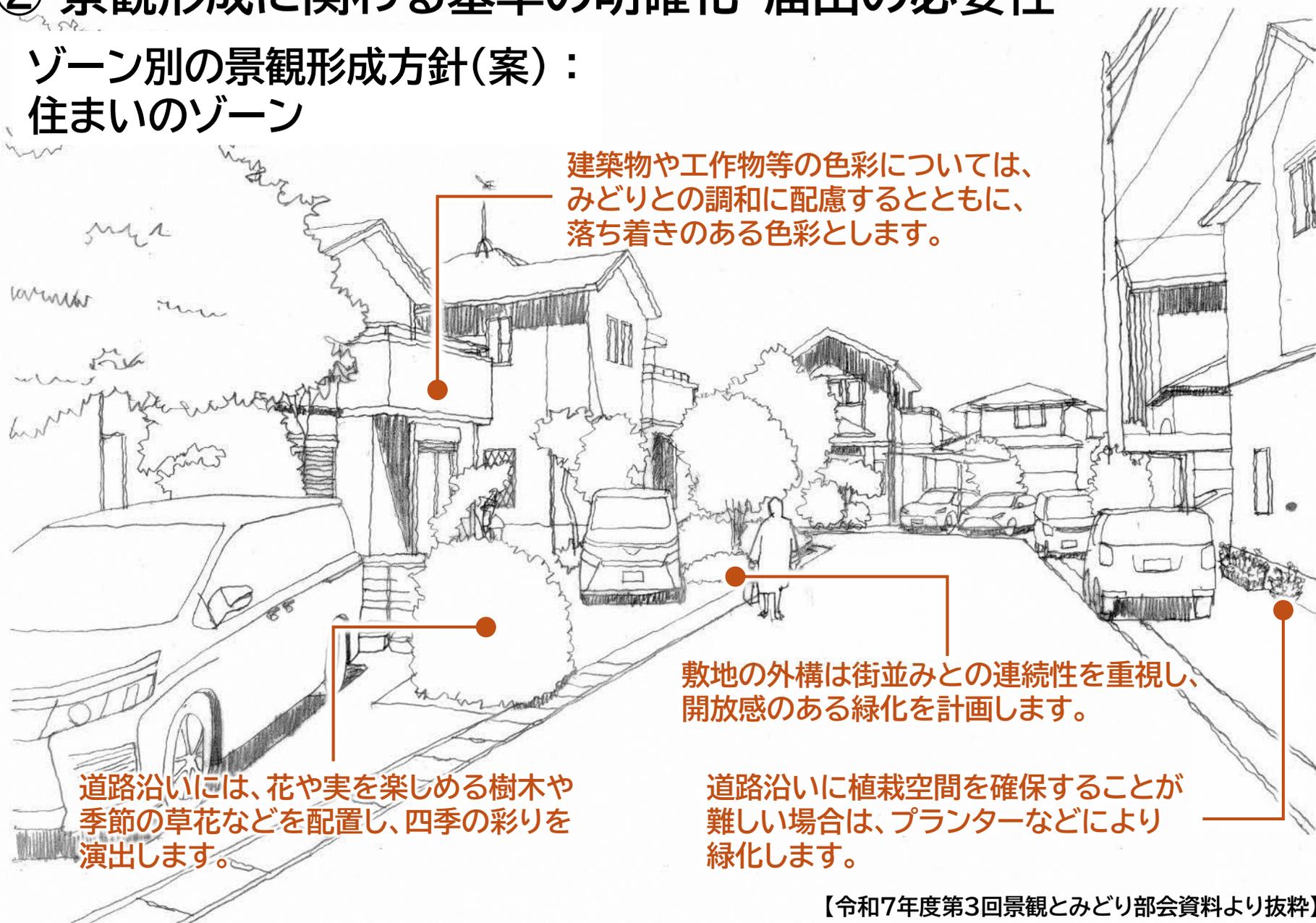
<景観形成方針図>



5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性

ゾーン別の景観形成方針(案)：
住まいのゾーン



5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性

ゾーン別の景観形成方針(案)： ビジネス・交流ゾーン

みどりを配置するにあたっては、景観機能だけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透など、みどりの多様な機能が発揮できるよう、植栽等を行います。

建築物や屋外広告物の配置、規模、形態・意匠や色彩については、統一感と個性のバランスを考慮するものとします。

道路際や敷地際などの目に付きやすい場所では、植栽、壁面緑化、ハンギングバスケットやプランターにより、四季折々の花などを活けて多様なみどりを創出します。

建築物の低層部では、壁面の後退やファサードデザインの工夫により、賑わいを感じる、歩いて楽しい空間形成に努めます。



5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性

ゾーン別の景観形成方針(案)： 工業ゾーン

積極的に高木で緑化し、ヒートアイランド現象の緩和や生態系保全など、みどりの多様な機能が発揮できるよう配慮します。

屋外広告物は、必要最小限の規模や数とし、高彩度の色彩を避けます。

道路沿いに垣・柵を設置する場合は、道路からできるだけ後退させ、道路沿いを開放的に緑化します。

建物・工作物の配置、規模、形態、意匠や色彩は、道路からの眺めに配慮するとともに、工業団地周辺の環境と調和するものとしします。

設備機器や駐車場、資材置き場などが景観を阻害しないよう、必要に応じて堀・柵、みどりなどによって遮蔽します。

【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性

ゾーン別の景観形成方針(案)： 農のゾーン

建築物・工作物の配置や規模・形態及び色彩については、周辺の農地や樹林地と調和した、落ち着いたものとしします。

落ち着いた風景を保全するために、農地や屋敷林、背後の樹林地などの連続性を分断しないようにします。

地域の良好な農地や樹林地などが望める場所では、背景となる樹林地のスカイラインを遮らない建築高さにするなど、そこからの眺望の保全に努めます。

伝統的な家屋や生垣、屋敷林、樹林地の維持・保全を図ります。

敷地の外構は開放的な緑化に努め、周囲と調和したみどり豊かな潤いのある沿道景観を創出します。

【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性

ゾーン別の景観形成方針(案)： 里地里山のゾーン

落ち着いた風景を保全するために、農地や屋敷林、背後の樹林地などの連続性を分断しないようにします。

地域の良好な樹林地などの景観を望める場所では、人工物の高さは樹林地の高さを上限とするなど、そこからの眺望の保全に努めます。

里地里山のゾーンの魅力である地形の変化を活かすため、可能な限り地形の変容は行わないこととします。

建築物・工作物、屋外広告物等の配置、規模、形態、意匠や色彩については、周囲の樹林地と調和した落ち着いたものとしします。

伝統的な家屋や生垣、屋敷林、樹林地の維持・保全を図ります。

5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性

景観形成基準(案)

- ・ 景観形成に関わるすべての行為に対する配慮事項をまとめたものです。

大項目		中項目	小項目
①建築物の建築等		配置・規模	
		形態・意匠	意匠、外壁、屋根、屋外階段、ベランダ、建築設備
		色彩	外壁、屋根、その他
		その他	植栽、照明、塀・生垣・柵・擁壁、駐車場、駐輪場・ゴミ置き場、屋外広告物、店先の設え
②工作物の建設等	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等	配置・規模	
		形態・意匠	意匠、素材
		色彩	
		その他	植栽、照明
	擁壁、塀、柵その他それらに類するもの	配置・規模	
		形態・意匠	意匠
		色彩	
	太陽光発電設備	配置・規模	
		形態・意匠	素材
		色彩	
付帯施設			
③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	その他	植栽	
	配置・規模		
	形態・意匠	形態	
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	その他	植栽	
	配置・規模		
	形態・意匠	形態	
		その他	遮蔽

5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性 【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

届出対象行為(案)

- ・ 景観計画区域内において、以下に定める行為を行う場合は、市長への届出が必要となります。

届出対象行為		届出対象規模
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築 もしくは移転	次のいずれかに該当するもの ア 住戸の数が10以上の共同住宅、長屋など イ 高さが10mを超えるもの ウ 延べ床面積が300㎡以上のもの ※農業、林業又は漁業の用に供する建築物は除きます。
	外観を変更することとなる修繕 もしくは模様替	上記に該当するもの、かつ見付面積1/2を超えて変更するもの
	色彩の変更	上記に該当するもの、かつ見付面積1/20を超えて変更するもの

5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性 【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

届出対象行為(案)

	届出対象行為	届出対象規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの 	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 高さが10mを超えるもの 築造面積が300㎡以上
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さが2mを超えるものかつ延長が30mを超えるもの
	太陽光発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する「再生可能エネルギー発電設備」のうち、出力10キロワット以上のもの
	開発行為	区域面積が500㎡以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が500㎡以上 堆積高さが2mを超えるもの

5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性 【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

景観形成基準(案)

【① 建築物の建築等 形態・意匠】

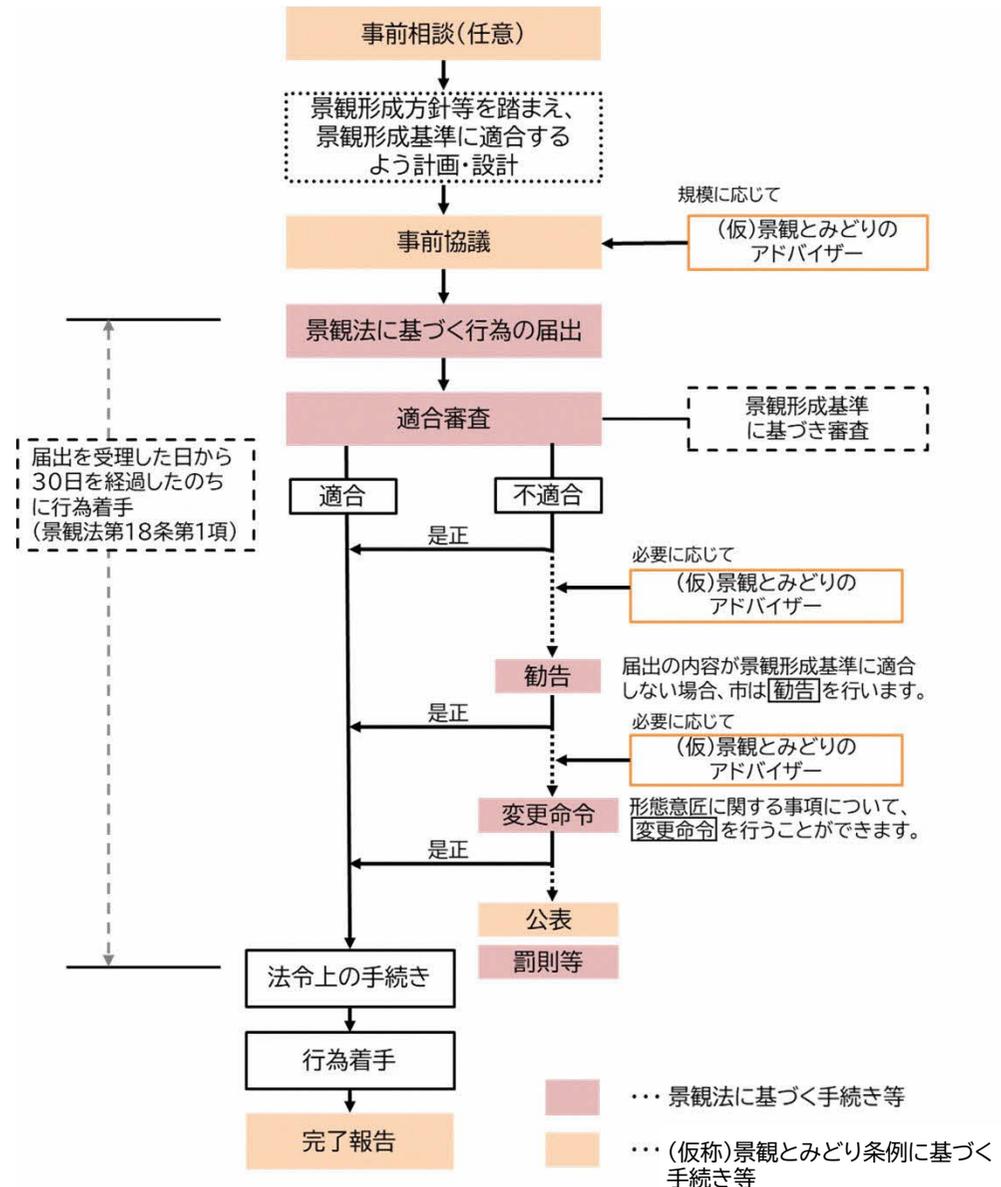
項目	景観形成基準(例)
配置・規模	• 道路やその他の公共の場所から地域の景観を特徴づけている要素(公園、緑地、河川、ため池や敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等)への眺めを阻害しない。
意匠	• 周囲からの見られ方に配慮した意匠とする。
外壁	• 外壁の素材は、汚れや退色に強いもの、又は年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものとし、光沢のある素材や反射性の高い素材の使用を控える。
屋根	• 勾配屋根など、屋根の形状や方向が整っている街並みにおいては、周囲と同様の形態とする。
屋外階段	• 道路やその他の公共の場所からの見え方に配慮し、本体建築物との同化、又は調和した形態・意匠とする。やむを得ない場合は、ルーバーによる遮蔽や植栽による修景を行う。
バルコ	• 共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が道路やその他の公共の場所から直接見えにくい構造や意匠とする。
建築設備	• 配管、ダクト等は外壁面に露出させない。やむを得ない場合は、道路やその他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。それも難しい場合は、道路やその他の公共の場所からの見え方に配慮し、本体建築物との同化、又は調和した形態・意匠とするとともに、ルーバーによる遮蔽や植栽による修景を行う。

5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性 【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

手続きの進め方(案)

- 景観法及び(仮称)景観とみどり条例に基づき、事前相談や事前協議、届出を行うことにより、良好な景観とみどりの誘導を図ります。

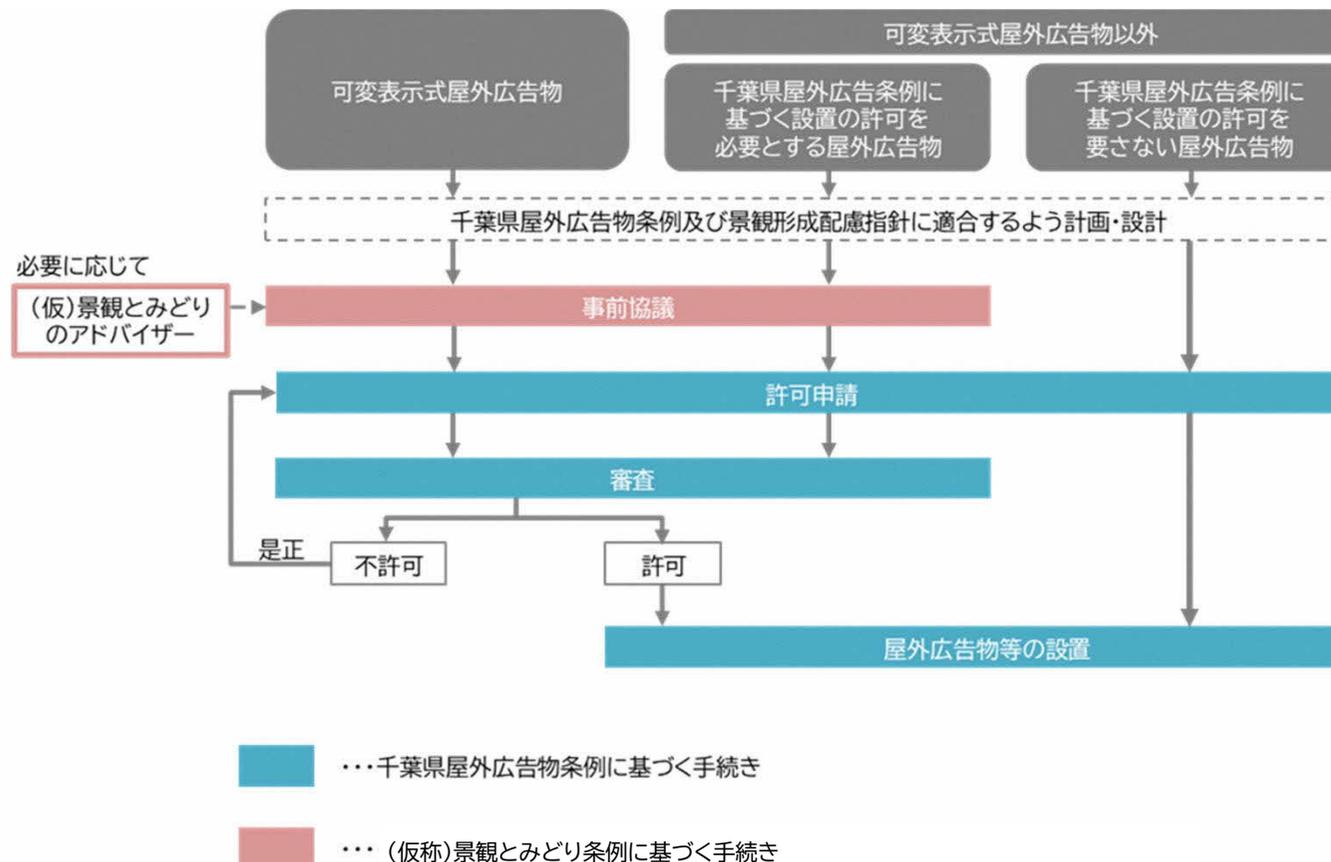


5. 計画が施行されるとどうなる？

② 景観形成に関わる基準の明確化・届出の必要性 【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

屋外広告物設置に係る事前協議(案)

- 屋外広告物による良好な景観の形成を誘導するために、一定規模の屋外広告物について、(仮称)景観とみどり条例に基づき、事前協議を行うものとしてします。



5. 計画が施行されるとどうなる？



計画が施行されると…

1 景観とみどりに関わる協働での取組の推進

市民・事業者・活動団体・行政などが、良好な景観とみどりの形成に向けて、協働で取り組みます。

2 景観形成に関わる基準や届出の必要性

景観形成方針に基づいた基準に配慮するよう、一定規模以上の建築物や工作物等の新築、増築、改築、外観の変更などを行う際は、届出が必要となります。

3 緑地への配慮・緑化の推進

みどりを保全・創出する区域が定められ、法的な制限は伴わないものの、みどりの配置方針に基づき、緑地への配慮や集中的な緑化の推進が図られます。

5. 計画が施行されるとどうなる？

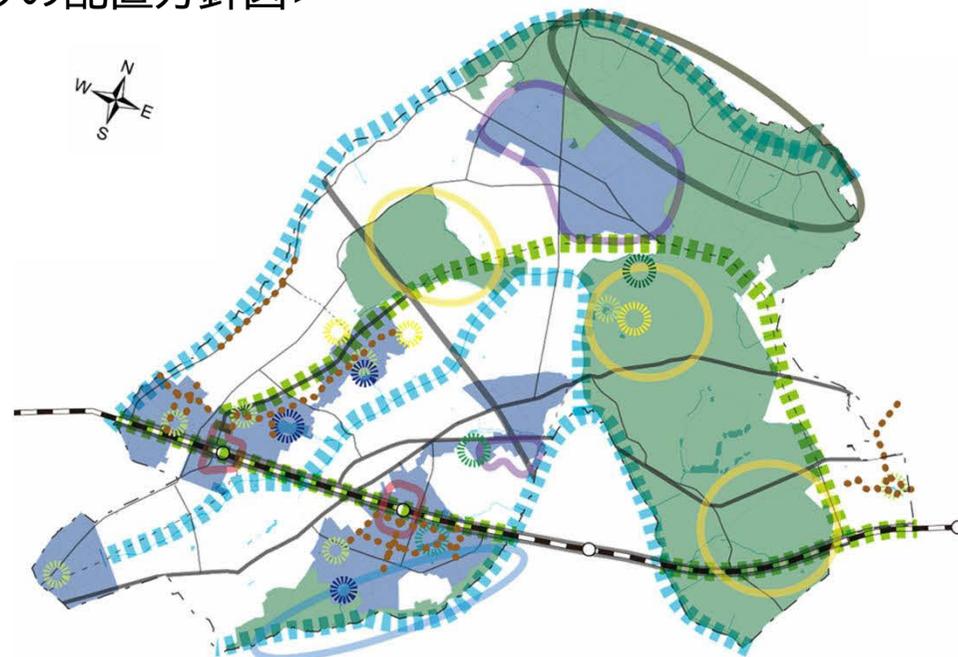
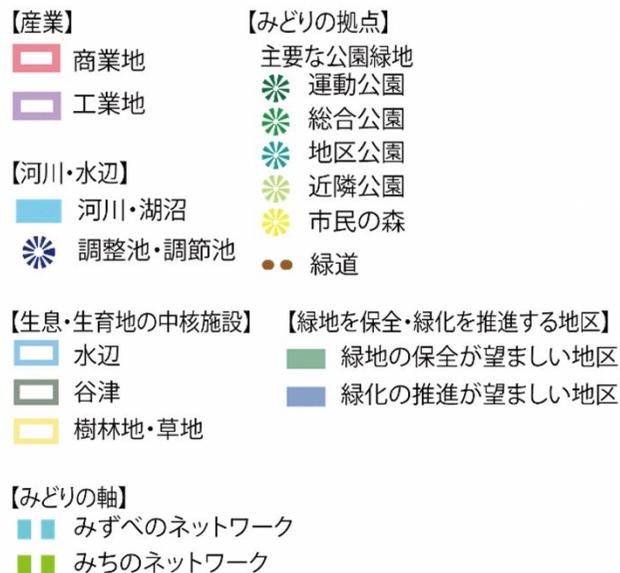
③ 緑地への配慮・緑化の推進

【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

みどりの配置方針(案)

- 魅力的なみどりの地域資源を保全・活用し、より豊かな生活環境と持続可能なまちづくりを推進するため、本市では今後の活動の指針となる「みどりの配置方針」を設定しました。
- 本計画の理念や基本方針に基づきみどりの配置を進めていくため、各地域の特性に応じて、拠点・中核施設・軸・地区ごとにみどりの配置方針を定めます。

<みどりの配置方針図>



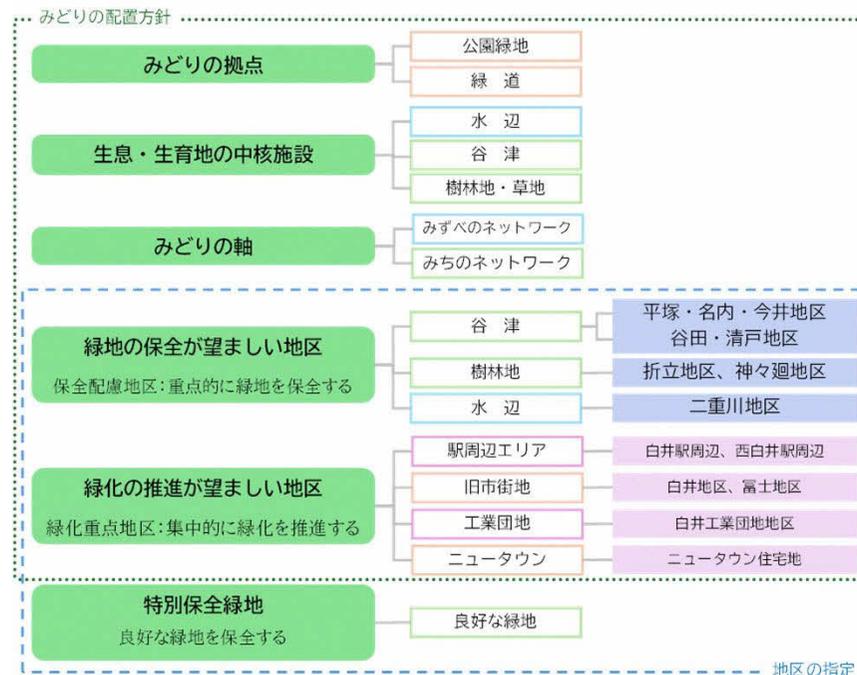
5. 計画が施行されるとどうなる？

③ 緑地への配慮・緑化の推進

【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

みどりの配置方針に基づく地区等の指定(案)

- みどりの配置方針に基づき取組を推進していくため、緑地の保全エリアを保全配慮地区として、緑化の推進エリアを緑化重点地区としてその範囲を指定し、重点的に取組を推進していきます。
- また、本市では、独自の取組として、公共施設等と一体化され、市民が自然環境に親しみ、憩いの場として利用できる良好な緑地を特別保全緑地として指定しています。



5. 計画が施行されるとどうなる？

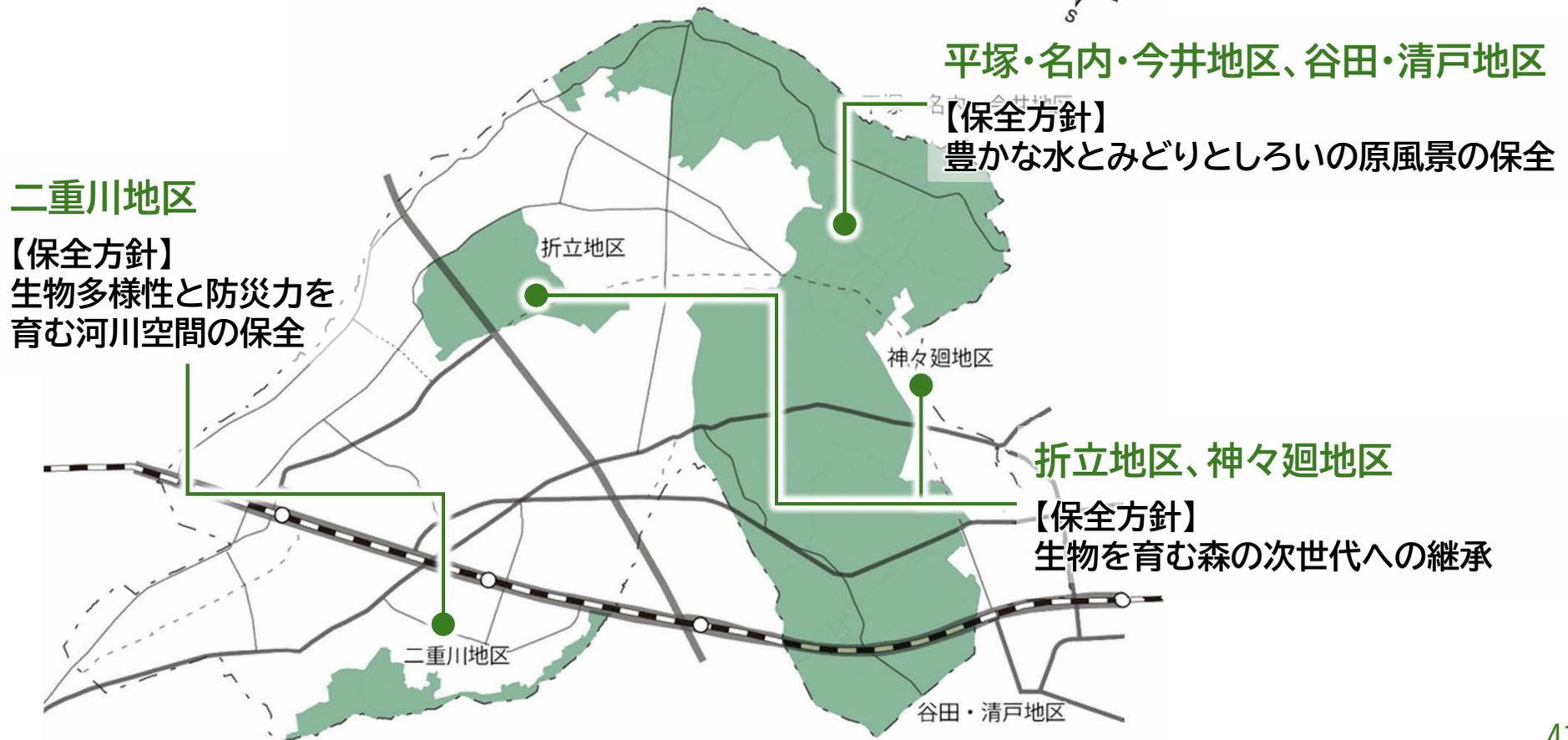
③ 緑地への配慮・緑化の推進

【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

保全配慮地区(案)

- 里地里山や樹林地・草地、農地など、開発を行う場合にあって、良好なみどりを保全していくことを目的としています。

<保全配慮地区の位置と保全方針>



5. 計画が施行されるとどうなる？

③ 緑地への配慮・緑化の推進

【令和7年度第3回景観とみどり部会資料より抜粋】

緑化重点地区(案)

- 一定の範囲において集中的に緑化を推進することを目的としています。市内のシンボルとなる地区や、みどりが少ない地区、緑化することの必要性が高い地区などを指定するものです。

白井地区・富士地区

【緑化方針】

みどりの機能を
活用したしなやかで
快適な住宅地の形成

ニュータウン住宅地

【緑化方針】

豊かなみどりをまもり
受け継ぐうるおいのある
住宅地の形成

<緑化重点地区の位置と緑化方針>



白井工業団地地区

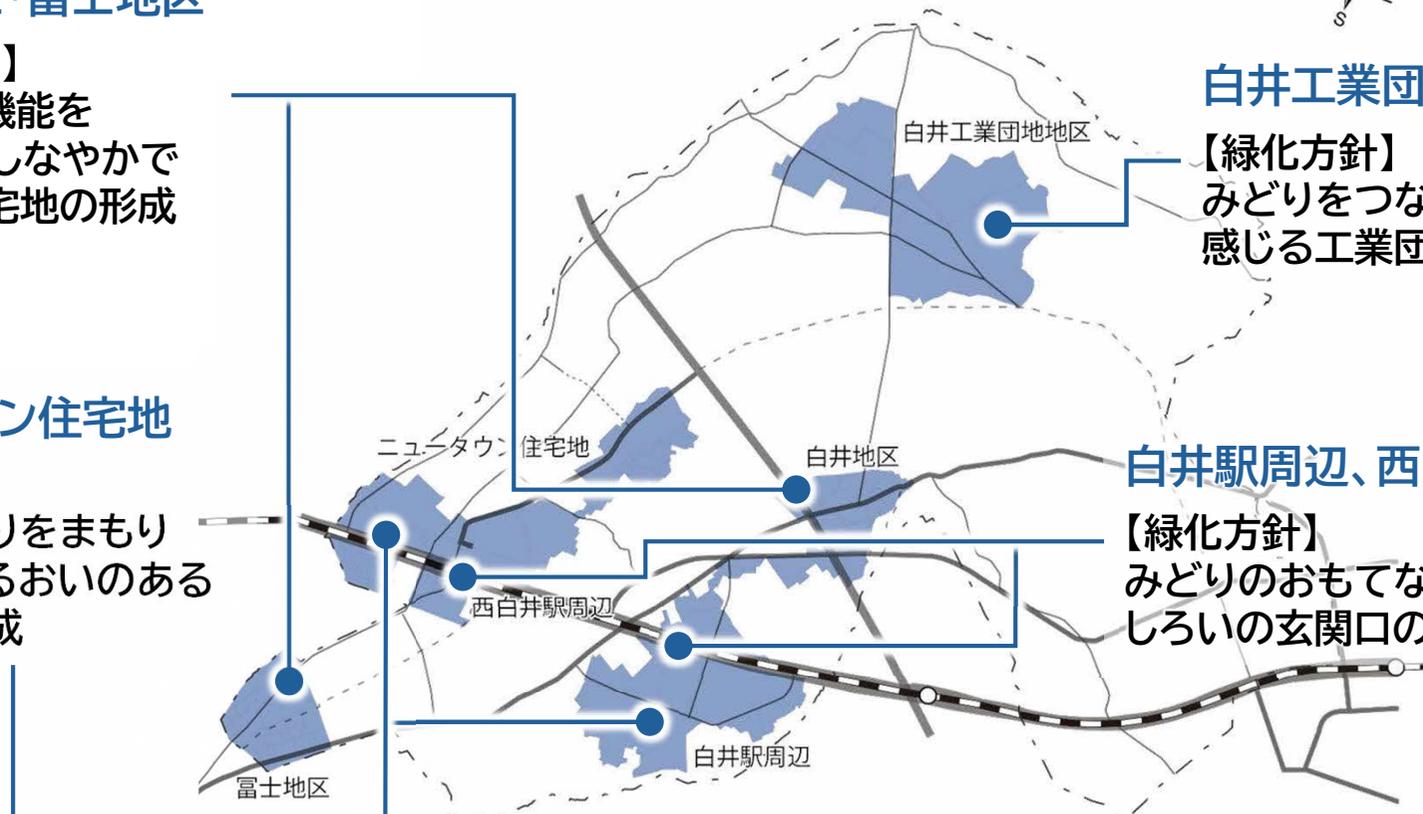
【緑化方針】

みどりをつなぎ親しみを
感じる工業団地の形成

白井駅周辺、西白井駅周辺

【緑化方針】

みどりのおもてなしを感じる
しろいの玄関口の形成

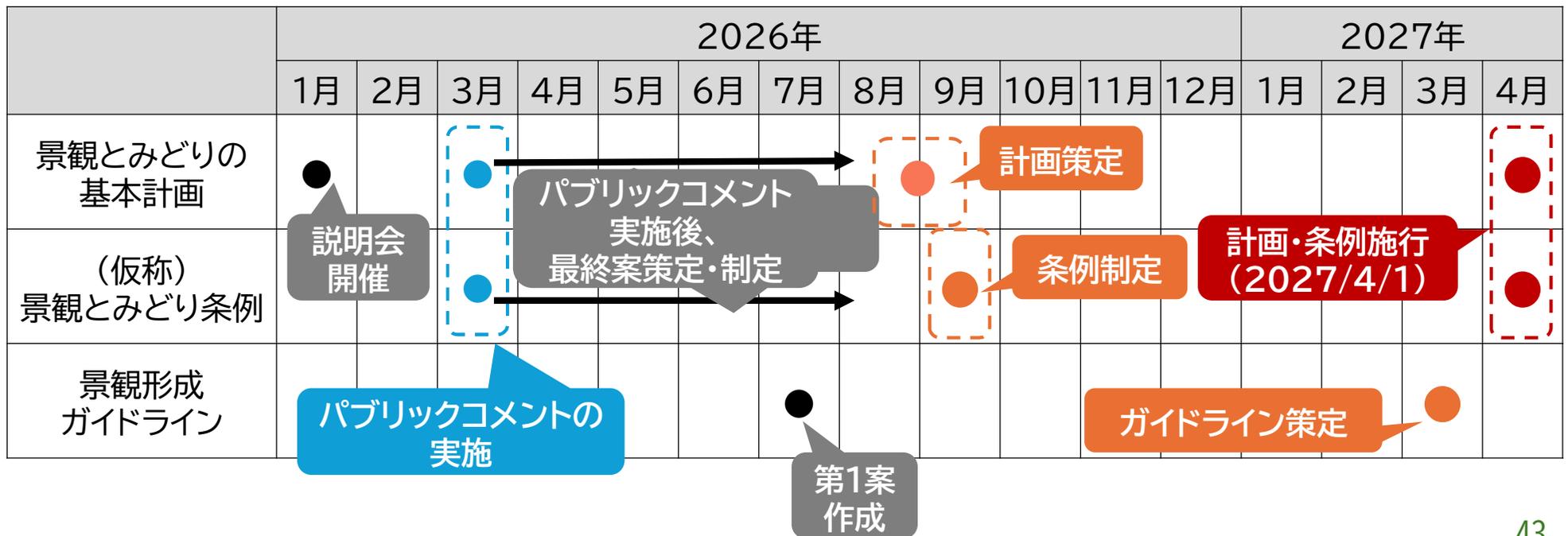


6. 計画等策定に向けたスケジュール

今後の予定

- 令和8年3月に、景観とみどりの基本計画と(仮称)景観とみどり条例のパブリックコメントを実施します。
【実施予定期間】 令和8年3月19日(木)～4月20日(月)
- パブリックコメントの結果を踏まえ、計画・条例の最終案を策定・制定します。
【施行日】 令和9年4月1日
- その後、景観形成ガイドラインを策定する予定です。

<今後のスケジュール(予定)>



ご清聴ありがとうございました。

